

集落を範域とした「森林交付金」制度の活用と課題 ： 佐賀市富士町を事例にして

池江, 真希子
九州大学大学院生物資源環境科学府

佐藤, 宣子
九州大学大学院農学研究院

<https://doi.org/10.15017/8871>

出版情報：九州大学大学院農学研究院学芸雑誌. 61 (2), pp.389-396, 2006-10-27. 九州大学大学院農学
研究院
バージョン：
権利関係：

集落を範域とした「森林交付金」制度の活用と課題 — 佐賀市富士町を事例にして —

池 江 真希子^{1*}・佐 藤 宣 子

九州大学大学院農学研究院森林資源科学部門森林機能制御学講座森林政策学研究室
(2006年6月30日受付, 2006年7月24日受理)

Utilization of “Forest Grant” based on the community and system issues — A case of Fuji Town, Saga City —

Makiko IKEE^{1*} and Noriko SATO

Laboratory of Forest Policy, Division of Forest Environment and Management Sciences,
Department of Forest and Forest Products Sciences, Faculty of Agriculture,
Kyushu University, Fukuoka 812-8581, Japan

はじめに

2002年度に設立された「森林整備地域活動支援交付金」制度(以下、「森林交付金」制度と略)は、最終年度となる5年目を迎え、制度の見直しを控えている。「森林交付金」制度は「林政初の直接支払い制度」とも称されており、その活用実態調査が求められている。

「森林交付金」の現状は、2003年度の全国交付対象者別交付額の割合(図1)を見てみると、50ha以下

の森林所有者と森林組合が全体の交付対象者の3分の1ずつを占める。このような中で、現在の事例分析は森林組合を交付対象としている場合が主流である(林野庁整備課, 2004)。それに対し、森林所有者レベルでの事例分析は、農政分野における中山間地域等直接支払制度に比べて圧倒的に少ないのが現状である。そこで、本研究では佐賀市富士町を事例に、小規模森林所有者が集落を範域として「森林交付金」を活用している実態を地域森林資源管理と関連づけて考察することを目的とする。

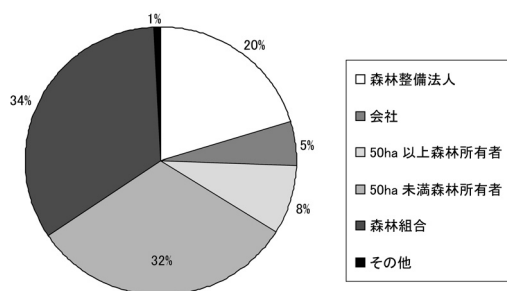


図1 2003年度の全国交付対象者別交付額の割合
資料: 林野庁林政部資料より作成

「森林交付金」の制度概要と 調査地の位置付け

「森林交付金」制度は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援するために、2002年度に創設された。制度の第一期は2002年度から2007年度までの5ヵ年計画である。

「森林交付金」制度では、市町村長と施業計画策定者が協定を締結し、対象森林や交付対象者、対象行為、

¹九州大学大学院生物資源環境科学府森林資源科学専攻森林機能制御学講座森林政策学研究室

¹Laboratory of Forest Policy, Division of Forest Environment and Management Sciences, Department of Forest and Forest Products Sciences, Graduate School of Bioresource and Bioenvironmental Sciences, Kyushu University

* Corresponding author (E-mail: ikee@ffp.kyushu-u.ac.jp)

交付金額が定められている。対象森林の団地設定方法や、交付対象方法となる主体には様々なタイプがあり、「森林交付金」制度は地域での裁量が大きい制度である。ただし、支援される地域活動（対象行為）は森林の現況調査や境界の確定などに限定されている（表1）。

交付対象森林は、計画的かつ一体的な施業を確実に確保するとの観点から、新しい森林計画制度の下で認定を受けた森林施業計画の対象森林とし、30ha以上のまとまりを有する団地とされている。

交付対象者は、対象森林に係る森林施業計画に認定を受けた作成主体とされ、森林所有者のほか、経営の受託等により森林所有者に代わって森林施業計画を作成し、認定を受けた者（森林組合、素材生産業者等）も交付対象者となることができる。

交付対象者は、交付金の交付を受けるためにあらかじめ市町村との間に、対象行為、交付金の交付方法、協定を廃止した場合の措置等について協定を締結する。交付対象者が対象行為を実施し、市町村長が対象行為の実施を確認した後に、市町村長から交付対象者に交

付金が交付される。また、数人が共同で森林施業計画を策定している場合には、協定の中で、交付対象者の中から選出した代表者に、または森林組合等に対象行為の実施、対象行為の実施状況の報告、交付金の代理受領等を委託することができる。

交付金額は対象森林のうち、積算基礎森林の面積1ha当たり1万円（国と地方公共団体の交付単価はそれぞれ5千円）を乗じた額とされており、積算基礎森林は林齢に応じた条件を満たさなければならない（表2）。

ここで、全国の交付主体別交付額を見てみると（表3）、佐賀県は50ha未満の森林所有者への交付の割合が高いことが分かる。佐賀県の旧市町村で最も「森林交付金」が交付されている佐賀市富士町において、「森林交付金」の運用方法を把握し、集落組織との関連性、また、「森林交付金」が森林所有者に対してどのような効果をもたらしたのかを明らかにした。調査は、富士大和森林組合（富士町内）において2004年、2005年に資料収集、聞き取り調査を行った。さらに、町内4つの集落を選定し、施業計画協定の代表者であ

表1 対象行為の内容

| 地域活動 | 具体的内容 |
|------------------|---|
| (1) 森林の現況調査 | 施業の実施区域、作業方法等を決定するに当たり必要となる林木の生育状況、雑草木の繁茂状況等の調査 林道、一般公道から施業箇所までの作業道や歩道のアクセスの状況（施業箇所までの移動経路や間伐における伐採木の搬出経路等）の調査 |
| (2) 施業実施区域の明確化作業 | 所有界の確認、施業実施区域界の刈り払い、簡易杭やベンキ等による標示、区域の位置・形状・面積を把握するための簡易な測量 |
| (3) 歩道の整備等 | 施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い、補修、既設歩道間等を連絡する歩道の新設 |
| (4) その他 | 森林の現況調査や施業実施区域の明確化作業の結果の取りまとめ、対象行為請負者への通信連絡等 |

出典：森林・林業基本政策研究会編（2002）：「[一問一答] 森林整備地域活動支援交付金制度の解説」3-4頁

表2 積算基礎森林面積

| |
|---|
| (1) 林齢が協定締結時点において35年生以下である人工林 |
| (2) 林齢が協定締結時点において36年生以上45年生以上である人工林であって、次の要件を全て満たす森林 a. 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林区域内に存する森林であること b. 協定締結後協定期間中に施業を計画している森林であること c. 当該施業が35年生以下の人工林と一体的な施業が行われる森林であること |
| (3) 林齢が協定締結時点において60年生以上である育成天然林 |

注：1—複層林にあたっては、施業の実施対象となる下層木の林齢で判断する

2—林齢については、協定締結時に対象林齢であったものは協定期間中に対象林齢を超えても積算基礎森林から除外することはない

3—協定期間中に前記(1)から(3)に該当する森林が発生した場合には、新たに積算基礎森林に算入する

出典：森林・林業基本政策研究会編（2002）：「[一問一答] 森林整備地域活動支援交付金制度の解説」5頁

表3 交付主体別交付額と比率上位の都道府県 (単位：百万円，%)

| | 森林所有者 | | | | 森林所有者以外の者 | | |
|-------------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| | 森林整備法人 | 会社 | その他 | | 森林組合 | 林業事業者 | その他 |
| | | | 50ha 以上 | 50ha 未満 | | | |
| 全国計 15,255 | 3,076 | 803 | 1,278 | 4,851 | 5,119 | 56 | 72 |
| 割合 | 20.2% | 5.3% | 8.4% | 31.8% | 33.6% | 0.4% | 0.5% |
| 上位 10 都道府県 とその 割合 | 富山 (80.7) | 三重 (30.4) | 静岡 (53.9) | 香川 (92.3) | 福岡 (96.1) | 鳥取 (2.1) | 新潟 (5.8) |
| | 石川 (55.8) | 北海道 (15.8) | 長野 (40.7) | 茨城 (88.9) | 東京 (84.0) | 兵庫 (2.0) | 秋田 (4.7) |
| | 島根 (54.0) | 茨城 (11.1) | 三重 (30.4) | 佐賀 (88.8) | 奈良 (82.8) | 群馬 (1.6) | 埼玉 (2.3) |
| | 山梨 (50.7) | 徳島 (10.1) | 埼玉 (29.0) | 青森 (67.1) | 鹿児島 (82.3) | 徳島 (1.3) | 福島 (1.2) |
| | 長崎 (48.8) | 和歌山 (8.9) | 千葉 (28.8) | 京都 (62.7) | 愛知 (79.1) | 鹿児島 (1.0) | 岩手 (1.1) |
| | 滋賀 (45.8) | 宮崎 (7.9) | 北海道 (21.9) | 広島 (62.3) | 和歌山 (75.6) | 石川 (1.0) | 兵庫 (1.0) |
| | 山形 (45.0) | 奈良 (7.7) | 岩手 (19.8) | 宮崎 (61.6) | 千葉 (65.8) | 長野 (1.0) | 佐賀 (0.9) |
| | 鳥取 (41.5) | 群馬 (7.0) | 兵庫 (17.7) | 愛媛 (54.7) | 山口 (59.9) | 高知 (0.9) | 和歌山 (0.4) |
| | 宮城 (40.3) | 高知 (6.2) | 栃木 (17.6) | 北海道 (51.5) | 栃木 (53.4) | 宮崎 (0.7) | 栃木 (0.3) |
| | 岡山 (37.8) | 熊本 (3.9) | 宮城 (15.6) | 高知 (47.9) | 山形 (53.2) | 岐阜 (0.6) | 長野 (0.3) |

資料：林野庁林政部資料より作成

る区長と森林所有者に対して聞き取り調査を行った。

富士町の概要と 「森林交付金」運用の特徴

1. 富士町の概要

富士町は佐賀県北部に位置し、人口4,835人、世帯数1,393戸（2004年4月現在）、総土地面積14,325haである。2005年10月に佐賀市と編入合併をしている。林野率が80.5%、人工林率90.6%、民有林率86.6%と高く、県内有数の林業地域である。また、私有林の不在村者有率は6.5%であり、全国平均の24.6%に比べ非常に低いことも特徴である。町内には、富士大和森林組合（組合員数1,624人）が存在し、富士町の森林管理の中心的役割を担っている。

2. 富士町における「森林交付金」制度の特徴

富士町では、地域の実情に即した森林管理を進めるため、「森林交付金」制度を独自に運用している。

協定団地は、おおむね集落単位で1団地を設定しているが、複数の集落で1団地を形成する場合もあり、町内33集落で20団地が設定されている。20団地における協定者は2003年度で2,773名であり、この中には不在村所有者も含まれている。町内の交付対象となる積算基礎森林は3,423.4haであり、富士町では3,423万円の「森林交付金」が交付されている。ただし、富士町

の積算基礎森林はすべて35年生以下の人工林である。

交付対象者は実際に対象行為を行った森林所有者とし、さらに対象行為は現況調査に限定している。これは、現況調査を行うことで、町内の森林状況を把握し、今後、施業計画どおりの森林整備を推進しようという富士大和森林組合の意向によるためである。2003年度に対象行為を行った協定者は1,224名であり、協定者の約半数が実際に所有する森林の現況調査を行ったことになる。

富士町における「森林交付金」制度運用において、最も特徴的な点は、対象森林を町内すべての人工林としていることである。本来の制度では、積算基礎森林の対象は人工林の35年生以下等に限定されているが、富士町では、制度の枠を超えて林齢に関わらずすべての人工林を対象とした。これは、対象行為である現況調査をすべての人工林で行い、町内すべての人工林の整備を推進することに重点を置いているためである。

このため、富士町では交付金の配分にも独自の方法を取り入れており、森林所有者が所有するすべての人工林の割合に応じて交付金が配分されている。まず、協定団地となっている集落に対して、本来の制度で定められている積算基礎森林面積1haあたり1万円が交付される。この集落への交付金を、対象行為を行った森林所有者に対して、所有する人工林面積に応じて再配分している。

この独自の配分について、事例を挙げて紹介する(表4)。AからEまでの森林所有者のうち、B、C、Dのみが現況調査を行ったとする。この場合、現況調査を行っていないAとEには交付金は配分されずに、集落全体に交付された交付金90万円をB、C、Dに対してそれぞれが所有する人工林の面積の割合に応じて配分されることとなり、Bには40万円、Cには30万円、Dには20万円が配分される。つまり、個人へ交付金額は、①所有する人工林面積、②集落全体への交付金の総額、③森林所有者のうちどのくらいの人数が現況調査を行ったかの3点で決定されることになる。

さらに、富士町での「森林交付金」制度の運用においては、集落組織のはたらきによるところが大きいと言える。図2は「森林交付金」運用方法のフローチャートである。協定締結において、各集落の区長が協定団地の代表者となり、集落内の森林所有者をとりまとめている。区長は集落ごとの地区説明会で、集落の森林所有者に対して「森林交付金」制度への参加を呼びかけている。森林所有者は、対象森林の現況調査を各自で行い、富士大和森林組作成の現況調査報告書を記入、提出することで、対象行為を行ったとみなされる。報告書には、樹種や林齢、更には施業の必要性の有無と実施計画年などを記入する。協定代表者である区長が森林所有者に対して報告書の配布、回収を行って

おり、集落ごとにとりまとめて、富士大和森林組合に提出する。富士大和森林組合は、町と森林所有者との協定締結の事務手続きを代行しており、事務手数料として交付額の20%を受け取っている。事務手続きには、協定締結に係る書類や現況調査報告書のとりまとめ、交付金の受け取り代行、各所有者への配分等がある。また、森林所有者は現況調査を富士大和森林組合に委託することも可能で、その場合は富士大和森林組合が交付金を受け取る。

表4 「森林交付金」の森林所有者への配分事例

| 森林所有者 | 所有するすべての人工林面積 | 35年生以下の人工林面積 | 現況調査の実施 | 配分金額 |
|-------|---------------|--------------|---------|------|
| A | 50ha | 30ha | | 0 |
| B | 40ha | 20ha | ○ | 40万円 |
| C | 30ha | 30ha | ○ | 30万円 |
| D | 20ha | 0ha | ○ | 20万円 |
| E | 10ha | 10ha | | 0 |
| 集落計 | 150ha | 90ha | | 90万円 |

資料：富士大和森林組合での聞き取り調査より作成

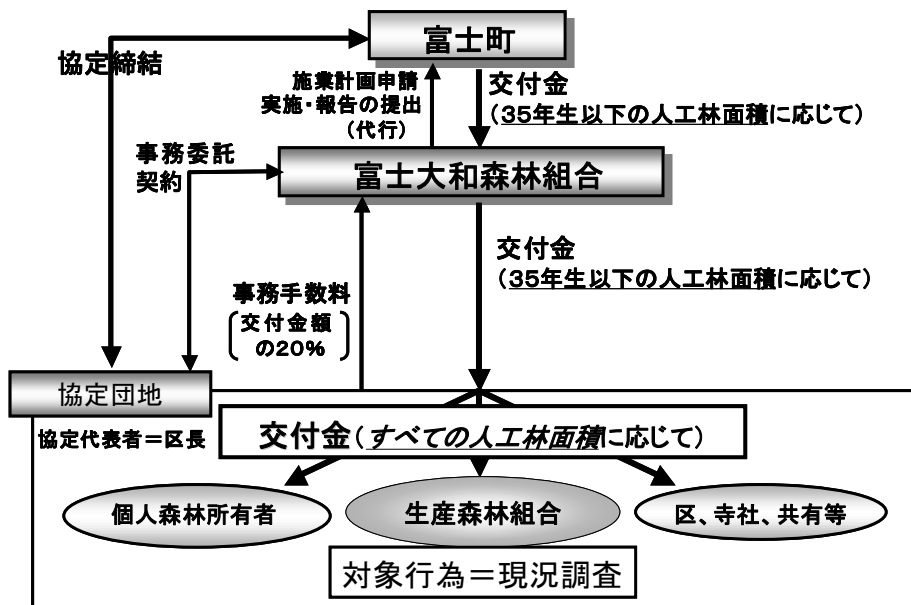


図2 富士町における「森林交付金」運用の流れ

資料：富士大和森林組合での聞き取り調査より作成

調査集落における農林業構造と「森林交付金」の役割

1. 調査集落の概要

調査対象として、人口構成や農業形態等の異なるS区、M区、I区、C区の4つの集落を選定した。集落ごとに特徴が見られ、「森林交付金」制度への取り組みにも違いが見られる。「森林交付金」は個人の森林所有者だけでなく、生産森林組合や区有林へも配分されており、S区とI区では生産森林組合が、M区とC区では個人への交付金額の占める割合が高い(図3)。

以下、調査対象である4つの集落における「森林交付金」制度への取り組みを、活動実績率(協定者のうち、実際に現況調査を行い、交付を受けた者の割合)の高い順に考察する。表5は、調査集落の農林業と「森林交付金」の概要を示している。

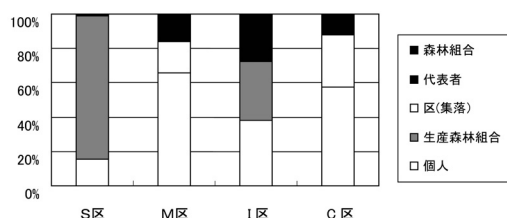


図3 調査対象4集落における配分先別交付金額の割合

資料：富士大和森林組合資料より作成

2. S区

S区は町の南西に位置し、人口154人、世帯数38戸である。高齢化率は31.2%で、富士町全体(31.7%)と同程度である。ホウレンソウを中心とした農業従事者が主で、専業農家、第1種兼業農家の割合が高い。65歳未満の農業専従者も多く、農業が盛んな集落である。人工林面積は337.7haで、うち387.0haはS区住民を組合員とした生産森林組合が所有する。そのため、生産森林組合に対する「森林交付金」の配分も大きく、S区への交付額約140万円のうち、約100万円が生産森林組合に配分されている。生産森林組合ではこの「森林交付金」をつかって作業道を補修し、土砂災害防止を図っている。人工林の所有面積が大きい生産森林組合がまとまった額の「森林交付金」を受け取ることで、個人では取り組むことのできない大規模な事業を実現させ、効果的な地域の資源管理がなされていると言える。

S区では、「森林交付金」制度について、地区協議が開かれたため、地元住民の森林管理への関心が高まったとの意見が聞かれた。若年層が積極的に生産森林組合の活動に参加していることから、S区では今後、継続的な森林管理がなされることも期待される。また、今回、森林所有者A氏は、個人として受け取った「森林交付金」で杭を50本程度購入し、所有する山林の境界の明確化を図った。後継者に山林を相続していくためにも所有境界を明確にすることは重要であるとの認識があり、「森林交付金」によってより将来へとつながる森林管理がなされた事例である。

表5 調査集落の概要

| | S区 | M区 | I区 | C区 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 人口(人) | 154 | 196 | 303 | 53 |
| 世帯数(戸) | 38 | 60 | 66 | 22 |
| 平均世帯員数(人) | 4.4 | 3.3 | 4.6 | 2.3 |
| 高齢化率 | 31.2% | 38.3% | 28.2% | 53.2% |
| 第2種兼業農家率 | 37.5% | 66.7% | 76.9% | 100.0% |
| 人工林面積 | 337.7ha | 501.1ha | 585.2ha | 199.5ha |
| 積算基礎森林面積 | 143.6ha | 332.5ha | 312.2ha | 118.8ha |
| 協定者数(人) | 46 | 172 | 154 | 100 |
| 活動実績率 | 63.0% | 48.8% | 44.2% | 40.0% |
| 交付金額 | 1,436千円 | 3,325千円 | 3,122千円 | 1,188千円 |
| 個人1人当たりの平均交付金額 | 6,076円 | 21,043円 | 14,589円 | 16,057円 |

資料：富士町役場、富士大和森林組合資料、2000年世界農林業センサス農業集落カードより作成

ところで、S区には在住の40歳代男性を代表とした5名で組織された請負作業班が存在する。今後、「森林交付金」制度を契機に森林管理の必要性を感じた森林所有者やS区の生産森林組合から施業委託される可能性もあり、S区における将来の森林管理の重要な担い手として位置付けられる(池江, 2006)。

3. M区

M区は奥地に位置し、昔から林業が盛んで、実際の森林管理は林家が自営で行ってきた地域である。人口196人、世帯数60戸、高齢化率は38.3%で高齢化が進行している。副業的農家、第2種兼業農家の割合が高く、経営耕地の規模も2ha未満が多く、規模が小さい。町内でも寒冷な土地で、露地栽培も行われている。人工林面積は501.1haで、うち約100haは区有林である。生産森林組合は解散して地縁団体となっている。

また、積算基礎森林である35年生以下の人工林が多く、他の集落に比べ交付額は高額で、約300万円である。そのため、「森林交付金」も各個人への交付単価額も大きい。森林所有者B氏は、林業機械の燃料代や自身が山で作業するときの日当としての位置付けをしている。

M区では、区長が各世帯を一戸一戸訪問し、現況調査の報告書の配布と回収を行っており、これにより、個人の森林所有者の「森林交付金」制度への取り組みも向上した。M区では、個人が交付金を受け取ることによって、森林整備への意識が向上しており、今後も「森林交付金」制度の継続を望む声があった。

一方で、自己申告による現況調査の報告だけでは実際の山の管理は難しく、具体的にいった間伐などの施業に対して、交付金が支払われるべきなのではないかとの意見もある。林業自営が多いため、森林の現況把握や境界の確定はこれまで十分になされてきたためである。しかし、M区は個人による森林管理がなされてきたが、今後は高齢化などにより、個人での山の作業に危険性を感じており、今後は共同での森林管理を望んでいる(佐藤, 2005)。

4. I区

I区は町の南西に位置し、集落管理の生産森林組合有林の一部を民間のスキー場に貸与している点の特徴である。人口303人、世帯数66戸、高齢化率は28.2%と低く、富士町の中でも活気がある大規模集落である。農業従事は従で、準主業農家、第2種兼業農

家の割合が高く、農業への依存度は低い。人工林面積は585.2haで、うち223.7haはI区住民を組合員とする生産森林組合が所有しており活動が活発である。I区への「森林交付金」約300万円のうち約100万円は生産森林組合に配分されている。生産森林組合では、年に2、3回出役によって下刈り等を行っており、交付金を出役で使用する草刈機やその燃料代に充てている。

また、個人への交付もI区への「森林交付金」のうち約3分の1を占めており、個人の森林所有者が現況調査を行うことによって、境界の再確認につながっているが、I区は佐賀市に近く、兼業化も進んでいるため、現況調査を森林組合に委託する割合も高い。

5. C区

C区は町の中心部近くに位置する。人口52人、世帯数22戸で富士町の中でも小規模集落である。また高齢化率も53.2%と非常に高い。すべての農家が第2種兼業農家で、単一稲作経営である。生産年齢人口も少なく、農業は衰退していると言える。人工林面積は199.5haで、うち区有林が41.6haを占める。生産森林組合は解散し、地縁団体となっている。区有林の管理に関してはここ6~7年は森林組合に委託しているが、以前は間伐、下刈りも地元住民で行っていた。

C区への「森林交付金」交付額は約100万円で、そのうち約55万円は個人の森林所有者に、約45万円は区有林へ配分されている。森林所有者に対しては区長が自ら1戸1戸訪問し、現況調査の報告書を回収しており、区長から間伐などのアドバイスをすることもある。区有林の現況調査は区役員が年に数回行っており、区有林への交付金は造林費として利用している。初年度には造林1.3haを行い、その苗木代としての負担金47万円を交付金収入で支払った。区有林での作業は、年に数回林道の草刈などを区役で行っている。C区は高齢化が進行しているため、作業の効率性を考慮すると、今後、この草刈作業を広域農道も含めて、交付金で委託していきたいと考えている。

考 察

富士町では、集落ごとに協定を結び、区長が中心となって積極的に「森林交付金」制度に取り組んでいる。生産森林組合の面積が大きいS区やI区のように、集落が共同で「森林交付金」をまとまった形で活用することで、比較的規模の大きい事業が可能となり、より効率的な森林管理がなされている。また、M区やC区のように、小規模森林所有者それぞれに交付する割

合が高い場合でも、区長による積極的な働きかけによって、所有者をとりまとめ、現況調査の実施を促している。これまで、山林に関心のなかった個人の森林所有者が現況調査を行い、所有する森林の状況を把握することで、森林整備の意義を改めて認識する機会となっている。

また、富士町での「森林交付金」の運用の背景には、富士大和森林組合の積極的な取り組みがあったことが分かった。35年生以上の人工林も交付対象にする等、富士大和森林組合が、富士町独自の「森林交付金」の運用方法を確立し、集落ごとの団地の取りまとめを行い、制度の説明をする等、行政と森林所有者との仲介役として重要な役割を担っている。富士大和森林組合では、今回の「森林交付金」制度によって実施された現況調査報告に基づいて、改めて町内の森林の状況を把握直し、施業計画に基づいた適切な森林整備の実施することとしており、富士町において「森林交付金」は非常に意義のあるものと言える。

しかしその一方で、集落での「森林交付金」制度運用における問題点も明らかになった。富士町では、集落ごとに森林整備の水準が異なり、地域に必要とされる森林管理の課題も異なっている。しかし、対象行為を現況調査に限定しているため、集落によって「森林交付金」制度への取り組み姿勢の違いが見られる。例えば、S区では、森林整備から離れていた所有者が、現況調査を行うことによって、改めて森林整備の必要性を認識する契機となった点で評価できるのに対し、昔から個人による森林管理が積極的に行われてきたM区においては、現況調査はすでになされてきたことであり、さらに踏み込んだ対象行為が求められている。施業計画に向けて、集落の足並みをそろえる意味では、対象行為を現況調査に限定することは重要であるが、今後は集落ごとの森林整備状況の格差にも対応

できるように、対象行為を選定する必要があると考えられる。

二つ目に、本制度の積算基礎森林設定条件の複雑さが挙げられる。35年生以上の人工林にも交付対象とすべきだという声は富士大和森林組合をはじめ、多く聞かれた。三つ目は、制度の継続性である。今回の「森林交付金」によって森林所有者の森林整備への意識が向上したとしても、制度自体が継続性のあるものでなければ、実際の森林整備へは結びつきにくいだろう。将来、「森林交付金」で地域の森林の施業委託を検討している集落もあり、地域の森林整備を継続させるためには、「森林交付金」による長期的な支援が不可欠である。

小規模森林所有者を支援する「森林交付金」制度の運用において、集落構造の特徴を活かすことが有効である一方で、集落によって「森林交付金」制度に対する要求の違いがあり、集落の要求に応じることのできる、より柔軟に交付金活用が可能な制度設計が求められる。

文 献

- 池江真希子・佐藤宣子 2006 九州森林研究 生産森林組合における支援交付金制度の活用実態－佐賀市富士町の事例－. 九州森林研究, 59: 1-5
- 林野庁整備課 2004 平成15年度 受委託等による森林整備の推進に関する調査(その1: 受委託による施業・経営の進め方について) 報告書
- 佐藤宣子 2005 山村集落における「森林支援交付金」の活用と資源管理－佐賀県富士町の事例－. 国土保全奨励制度調査研究報告書, 27-48
- 森林・林業基本政策研究会 2002 森林整備地域活動支援交付金制度の解説 [一問一答]. 大成出版社, 東京
- 財団法人農林統計協会 2000 2000年世界農林業センサス農業集落カード

Summary

A new program was introduced in 2002, which is 'Shinrinseibi Chiikikatsudo Shien Kofkin (abbr. Forest Grant)'. The program has the three different features from the past forest policy. Firstly, it is linked to the forest planning system. Secondly, grants are paid directly to not only forest owners but others who make consigning contracts with forest owners and establish forest operation plan. Thirdly, the methods of the concrete enforcement are left up to the local governments' discretion. As a result, there are a lot of operational procedures of the grant.

The aim of this paper is to analyze actual conditions of the utilization of 'Forest Grant' based on community in Fuji town and to discuss about the system issues. For small-scale forest owners, the 'Forest Grant' functioned successfully in providing a good opportunity to reaffirm the significance of forest management. But it became clear that 'Forest Grant' have some problems, such as incompatible listed regional activity menus with the level of the forest management. The system should be reformed to be able to utilize 'Forest Grant' more flexibly according to the actual communities' needs.